

大阪府公立小中学校主査会会則

第1章 総 則

- 第 1 条 本会は大阪府公立小中学校主査会（略称 主査会）と称す。
- 第 2 条 本会は大阪府の市町村立小・中・義務教育学校・支援学校（政令指定都市を除く）に勤務する主査をもって構成する。
- 第 3 条 本会の事務局は会長在任校に置く。
- 第 4 条 本会は主査の職務研究を通して、学校事務の確立および学校経営の円滑な推進をめざすとともに、学校教育ならびに地方教育行財政制度の発展・充実に寄与することを目的とする。
- 第 5 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- ① 主査の職務に関すること
 - ② 学校事務、学校経営に関すること
 - ③ 地方教育行財政制度に関すること
 - ④ 関係機関・団体との連携に関すること
 - ⑤ その他、本会の目的達成に必要なこと

第2章 組 織

- 第 6 条 本会に次の機関を置く。
- ① 総 会
 - ② 役 員 会
 - ③ 常任理事会
- 第 7 条
1. 総会は会員をもって構成し会長が招集する。
 2. 総会は毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に開催することができる。
 3. 総会は会員の2分の1以上の出席（委任状を含む）により成立し、議事は出席の過半数で決する。可否同数の場合は議長が決する。
 4. 総会は次のことを行う。
 - ① 会則の改正
 - ② 事業計画、事業報告の審議・承認
 - ③ 会計予算、決算報告の審議・承認
 - ④ 役員、会計監査、顧問の承認
 - ⑤ その他、必要な事項
- 第 8 条
1. 役員会は役員をもって構成し会長が招集する。
 2. 役員会は次のことを行う。
 - ① 総会に提案する議案の作成
 - ② 総会で承認された事業計画・予算の執行
 - ③ 顧問の推薦
 - ④ その他、事業の全般的な調整および緊急事項の処理
- 第 9 条
1. 常任理事会は役員および常任理事をもって構成し会長が招集する。
 2. 常任理事会は次のことを行う。
 - ① 役員会の事業計画等の執行に際して必要に応じた連絡調整
 - ② 地区および特別委員会の活動に際して必要に応じた連絡調整
 - ③ 役員、会計監査の候補者推薦
- 第 10 条
1. 事業の執行、研究の推進にあたり会長が必要と認めるときは特別委員会を設置することができる。
 2. 特別委員会は会長が委嘱した委員をもって構成し会長が招集する。
 3. 特別委員会は会長より委任された事業の執行、研究の推進を行う。

第3章 役員等

第11条 本会に次の役員、常任理事を置く。

1. 役員

- ① 会長 1名
- ② 副会長 若干名
- ③ 事務局長 1名
- ④ 事務局次長 1名

2. 常任理事

- ① 豊能地区・三島地区・北河内地区・中河内地区・南河内地区・泉北泉南地区ごとに、1名または2名置く。
- ② 特別委員会委員長 特別委員会ごとに1名置く。

第12条 役員、常任理事の任務は次のとおりとする。

1. 役員

- ① 会長は本会を代表し会務を統括する。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- ③ 事務局長は会務および事業を分掌する。
- ④ 事務局次長は会計事務を分掌するとともに事務局長を補佐し、事務局長事故あるときはその職務を代行する。

2. 常任理事

- ① 地区代表者は地区会員との連絡連携にあたりとともに地区を代表する。
- ② 特別委員会委員長は特別委員会を統括するとともに特別委員会を代表する。

第13条 1. 本会に会計監査を2名置く。

2. 会計監査は会計を監査し、総会において監査報告を行う。

第14条 本会に顧問を置くことができる。

第15条 役員、常任理事等の選出は次の方法による。

- ① 役員および会計監査は常任理事会で推薦し、総会の承認を得る。
- ② 常任理事のうち、地区代表者は当該地区の選出による。特別委員会委員長は当該特別委員会の選出による。
- ③ 顧問は役員会が推薦し、総会の承認を得る。
- ④ 役員は会計監査を兼務することはできない。

第16条 役員、会計監査の任期は総会から翌年度の総会終了時までとする。

ただし補充された役員等の任期は前任者の残りの期間とする。

第4章 会計

第17条 1. 本会の経費は入会金、会費およびその他の収入をもって充てる。

2. 入会金は 入会時 1,000円とする。

3. 会費は 年額 2,000円とする。

第18条 本会の会計年度は4月1日より翌3月31日までとする。

第5章 特別会員

第19条 本会の目的に賛同する市町村立小・中・義務教育学校・支援学校（政令指定都市を除く）の主幹は特別会員とする。

第6章 会則の改正等

第20条 本会の会則の改正は総会出席者（委任状を含む）の3分の2以上の賛成を必要とする。

第21条 本会の活動上、必要あるときはこの会則の範囲で細則を定めることができる。細則は役員会が提案し総会の承認を得なければならない。

第22条 この会則は平成11年（1999年）12月11日より施行する。

附 則

改正期日 平成12年（2000年）6月1日、平成15年（2003年）5月30日、平成21年（2009年）5月29日
平成22年（2010年）5月21日、平成28年（2016年）5月26日、平成29年（2017年）5月25日